

県指定重要文化財(彫刻)

# 木造宝冠釈迦如来坐像 1 軀

所在地 岩瀬郡長沼町大字横田字北の後  
所有者 護真寺



像高 四十三・二センチメートル。  
ヒノキ材、寄木造り、玉眼、

彩色の小型像である。美しく三段に結い上げた宝髻には、金属性の宝冠、瓔珞をつける。面部は卵形で眉をよせ、目を吊り上げて、生々しい人間的な表現をとる。耳朶は割合い太く張りがある。

なで肩、猫背で腹帯をつけるなど、後期宋朝様式の影響を歴然と残す。おそらく護真寺開山の観応二年(二三五)前後(南北朝時代)の造顕であろう。ことに特徴的なのは、両袖、裾先を長く垂らす垂下様式になっていること、衣ひだには菊花、唐草、鳳凰等の胡粉を盛り上げて作った模様がついており、装飾性が強いことである。鎌倉からの移入であることは明らかである。  
なお護真寺は、臨済宗円覚寺派に属し、須賀川の普応寺末である。

したがって、寺伝では、本像を法界大日如来と称しているようであるが、当時禅宗が華嚴哲学の影響を強く受けていたことを勘案し、華嚴経の教主毘盧舍那仏すなわち「華嚴の釈迦」(宝冠釈迦)と解した方が妥当である。この種の仏像は中通りには見あたらない。その意味で貴重である。